

第52回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年6月24日（金曜日）

午前10時

（受付開始 午前9時30分）

場 所

大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺
3階ガーデンコート

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

■第52回定時株主総会招集ご通知	1
■株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	6
第2号議案 取締役10名選任の件	9
第3号議案 監査役3名選任の件	14
第4号議案 挿欠監査役1名選任の件	16
■添付書類	
事業報告	17
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

新型コロナウイルスの感染が広がっておりますので、
感染リスク低減のため、株主総会当日のご来場を見合
わせていただき、書面またはインターネットによる議
決権行使を強くご推奨申し上げます。

なお、株主総会へのご来場に関わらず、議決権を行使
いただいた株主様に薄謝としてQUOカード500円分を
贈呈いたします。

証券コード：6166
2022年6月7日

株主各位

大阪府堺市西区鶴田町27番27号
株式会社中村超硬
代表取締役社長 井上 誠

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、後記（4～5頁）の「議決権行使についてのご案内」にて記載のとおり、書面またはインターネットにより議決権行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

（上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）

2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号

ホテル・アゴーラ リージエンシー大阪堺 3階ガーデンコート

**3. 目的事項
報告事項**

- 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第52期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

定款一部変更の件

取締役10名選任の件

監査役3名選任の件

補欠監査役1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面または電磁的方法により事前に議決権行使することができますが、当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意願います。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nakamura-gp.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告書及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染防止の対応について＞

1. 株主様へのお願い

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、ご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方につきましては、ご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- (2) ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。
- (3) 時間短縮のため、株主総会の進行につきましては、報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に招集通知のご確認をお願い申し上げます。

2. 感染リスク低減のための当社の対応について

- (1) 感染予防のための措置として、ご入場前にマスクの着用、手指の消毒、検温を行っていただく予定としております。これらの感染予防措置にご協力いただけない株主様や発熱が確認された株主様については、入場をお断りさせていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 当社役員及び運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- (3) 会場内は、株主様に可能な限り間隔を空けてお座りいただけるよう座席を配置いたします。そのため、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

総会当日までの感染拡大の状況や政府・自治体の発表内容等によって、新たな措置を講じる場合や対策の緩和を行う場合がございますので、併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

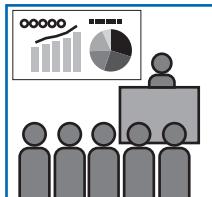
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

感染リスク低減のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

なお、議決権行使いただいた株主様に薄謝としてQUOカード500円分を贈呈いたします。
(QUOカードの発送は、本年8月頃を予定しております。)

1

株主総会に出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付に提出

株主総会開催日時
2022年6月24日(金)
午前10時

2

議決権行使書用紙を郵送する場合



議案の賛否を表示のうえ投函

行使期限
2022年6月23日(木)
午後5時30分
到着まで

3

インターネットによる議決権行使の場合
(パソコンまたはスマートフォン)



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて議案の賛否を入力

行使期限
2022年6月23日(木)
午後5時30分
まで

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

議決権行使サイトのシステム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月23日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行なうことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を1,300万株から3,000万株に増加させるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されることから、次とおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を退任監査役の任期満了の時までとするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,300万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,000万株</u> とする。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしつけ) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>
<新設>	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(選任方法) 第29条 2. (条文省略) <新設>	(選任方法) 第29条 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
<新設>	

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第30条 (条文省略) 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第30条 (現行どおり) 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>
<新設>	附 則 第1条 <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u>
<新設>	第2条 <u>前条の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>
<新設>	第3条 <u>本附則は、2023年3月1日または前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社株式の 数
1	井上誠 （1954年5月11日生） 再任	1978年4月 ソニー(株) 入社 1983年12月 当社 入社 1987年3月 当社 専務取締役 1995年4月 当社 代表取締役社長(現任) 2008年4月 日本ノズル(株) 代表取締役社長 2013年2月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事長 2015年10月 日本ノズル(株) 代表取締役会長(現任)	258,920株
2	三上まさゆき （1958年11月11日生） 再任	1981年4月 シャープ(株) 入社 1998年4月 同社 国内営業戦略室長 2004年4月 同社 ソーラーシステム事業本部 戰略推進統括 統括 2006年10月 同社 経営企画室 室長 2012年10月 同社 ディスプレイデバイス戦略本部 本部長 2016年12月 日本電産(株) グループ会社管理部 統括部長 2018年4月 当社 入社 2018年5月 当社 執行役員 経営企画部長 2018年6月 当社 常務取締役 経営企画管掌 2019年6月 当社 専務取締役 2021年1月 当社 専務取締役 経営企画室長(現任)	3,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 株式の 数
3	井上紘章 <small>いの うえ ひろ あき</small> <small>(1980年4月30日生)</small>	2005年4月 (株)アイ・ピー・エス 入社 2005年11月 西日本電信電話(株) 入社 2008年8月 当社 入社 2016年3月 当社 高機能機器事業部副事業部長 2016年11月 当社 高機能機器事業部長 2019年4月 当社 執行役員 高機能機器事業部長 2019年12月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事長(現任) 2020年6月 当社 取締役 高機能機器事業部長 兼 機能材料事業部副事業部長 2021年4月 当社 取締役 営業本部長(現任)	133,800株
4	藤井秀亮 <small>ふじ い ひで あき</small> <small>(1975年2月17日生)</small>	1999年4月 日立造船(株) 入社 2005年4月 ネクストウェア(株) 入社 2015年7月 当社 入社 2015年10月 日本ノズル(株) 取締役 管理部副部長 2016年6月 当社 管理本部 副本部長 2017年8月 当社 執行役員 管理本部副部長 2018年6月 当社 取締役 社長室長 兼 管理本部副本部長 2019年2月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事 総經理(現任) 2020年10月 当社 取締役 管理本部長(現任) 日本ノズル(株) 取締役 管理部長	2,200株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社株式の数
5	再任 川 岸 悟 史 (1971年10月26日生)	1994年4月 (株)アイ・エム・シー 入社 1999年4月 サンエス(株) 入社 2000年7月 当社 入社 2010年2月 当社 執行役員 技術開発部長 兼 超砥粒応用事業部長 2010年6月 当社 取締役 超砥粒応用事業部長 2015年6月 当社 常務取締役 事業本部長 2015年10月 日本ノズル(株) 代表取締役社長 2017年11月 当社 常務取締役 機能材料事業部長 2019年6月 当社 取締役 機能材料事業部長(現任)	3,200株
6	再任 田 植 啓 之 (1967年9月5日生)	1990年4月 (株)ダイエー 入社 2001年7月 当社 入社 2008年4月 日本ノズル(株) 取締役 2014年6月 当社 執行役員 超砥粒応用事業部長 2015年6月 当社 取締役 超砥粒応用事業部長 2016年3月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事長 2021年4月 当社 取締役 管理本部副本部長 兼 経営企画室部長(現任)	15,100株
7	新任 藤 原 邦 裕 (1965年9月11日生)	1988年3月 日本ノズル(株) 入社 2010年6月 同社 取締役 事業統括部長 2015年10月 同社 専務取締役 事業統括部長 2019年4月 同社 代表取締役社長(現任) 2022年4月 当社 執行役員 営業本部副本部長(現任)	—
8	新任 井 上 純 哉 (1983年5月20日生)	2002年11月 東電気工業(株) 入社 2008年6月 当社 入社 2018年3月 当社 超砥粒応用事業部 和泉DW生産部 部長 2021年4月 当社 DW生産部 部長(現任)	128,731株

候補者番号	氏(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する株式の数
9	再任 京谷忠幸 きょう たに ただ ゆき (1962年7月24日生)	1981年4月 日本タンクステン㈱ 入社 1986年4月 (株)岳将 入社 1991年10月 (株)ピーエムティー 代表取締役社長(現任) 2015年6月 当社 社外取締役(現任) 2020年5月 (株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO(現任)	2,000株
10	再任 大山隆司 おお やま たか し (1942年12月15日生)	1970年4月 奈良地方裁判所 判事補任官 1980年4月 神戸地方・家庭裁判所姫路支部 判事任官 1988年4月 札幌地方裁判所 部総括判事 1991年4月 司法研修所 教官 1995年4月 大阪地方裁判所 部総括判事 2002年9月 京都地方裁判所 所長 2005年5月 大阪地方裁判所 所長 2007年1月 札幌高等裁判所 長官 2008年4月 京都大学大学院法学研究科 教授 2016年6月 当社 社外取締役(現任)	—

- (注) 1 当社グループは、京谷忠幸氏が代表取締役を務める(株)ピーエムティーとの間に製品の売買取引がありますが、当社グループの連結売上高の0.1%未満であり、同社の売上高の0.1%未満と僅少であります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者の所有する当社株式数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者井上絢哉氏の所有する当社株式数は、本人名義の所有株式数に中村超硬従業員持株会を通じての保有分(1,231株)を合計した数で記載しております。本議案が承認され、同氏が取締役に就任した場合には、同会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
- 3 京谷忠幸及び大山隆司の両氏は社外取締役候補者であります。
両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
- 4 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
京谷忠幸氏は、長年にわたり(株)ピーエムティーの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社取締役会でも積極的に意見を述べていただきました。これらの経験と実績から当社の経営事項の決定に際して客観的な立場で意見及び有用な助言等をいただけることを期待し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において7年間であります。
大山隆司氏は、司法分野における豊富な経験と専門知識を有しており、当社取締役会でも公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。これらの経験と実績から当社の経営監督機能、コンプライアンス機能等の強化を期待し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において6年間であります。

- 5 当社は、京谷忠幸及び大山隆司の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所持する 当株式の数
1	再任 社外 独立 戒能眞介 (1955年11月13日生)	<p>1979年4月 シャープ(株) 入社</p> <p>2003年12月 同社 電化システム事業本部 経理部長</p> <p>2006年6月 同社 情報通信事業本部 経理部長</p> <p>2009年5月 シャープディスプレイプロダクト(株) 出向 管理部長</p> <p>2010年7月 シャープ(株) 経理本部経理部 I F R S グループチーフ</p> <p>2012年4月 同社 経理本部経理部 財務会計センター所長</p> <p>2016年1月 堺ディスプレイプロダクト(株) 入社 管理本部 財務会計部 経理業務革新チーム チーフ</p> <p>2020年6月 当社 社外監査役(現任)</p>	—
2	再任 社外 独立 松村安之 (1956年8月29日生)	<p>1982年4月 大阪弁護士会登録</p> <p>松川雄次法律総合事務所 入所</p> <p>1989年4月 松村安之法律事務所(現 唯一法律事務所) 開設 代表(現任)</p> <p>2014年6月 当社 社外監査役(現任)</p>	—
3	再任 社外 独立 中川雅晴 (1952年4月3日生)	<p>1975年4月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)大阪事務所 入所</p> <p>1993年5月 同法人 パートナー</p> <p>2010年10月 同法人 奈良事務所 所長</p> <p>2015年1月 中川雅晴事務所開設 代表(現任)</p> <p>2015年6月 当社 社外監査役(現任)</p> <p>2017年6月 GMB(株) 社外監査役(現任)</p> <p>2021年6月 セブン工業(株) 社外取締役(現任)</p>	—

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 戒能眞介、松村安之及び中川雅晴の3氏は社外監査役候補者であります。また3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。
- 3 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
戒能眞介氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり上場企業の経理財務部門の責任者として勤務され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時において2年間であります。
松村安之氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断いたしました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時において8年間であります。
中川雅晴氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づいた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断いたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結時において7年間であります。
- 4 当社は、戒能眞介、松村安之、中川雅晴の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております、当該契約に基づく責任限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所当株式の数
小野幹雄 (1951年5月10日生)	<p>1970年4月 三菱電機(株) 入社</p> <p>1983年3月 同社 本社経理部テヘラン事務所 経理部長</p> <p>2005年4月 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部 経理部長</p> <p>2008年4月 同社 エンジニアリング本部 経理部長</p> <p>2018年6月 日本ノズル(株) 監査役(現任)</p>	—

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 小野幹雄氏は、補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 3 小野幹雄氏は、長年にわたり上場企業の経理財務部門の責任者として勤務され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としました。
- 4 小野幹雄氏が就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる同項に定める損害を当該保険契約により補填することとしております。小野幹雄氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が繰り返し流行するなか、実体経済は一定の回復が見られましたが、年度後半に顕在化した世界的な半導体や部品・原材料の供給不足の影響により、先行き不透明な状況が継続しております。

また、海外経済についても同様に、新型コロナウイルス感染症の再流行や世界的な半導体不足に加え、各種資源価格の高騰やロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、特殊精密機器事業の耐摩工具関連分野においては自動車関連産業の回復が遅れたことにより厳しい受注環境となったものの、産業機械向け実装機用ノズルの売上は好調に推移した結果、前期を上回る売上を計上することができ、化学繊維用紡糸ノズル事業においても、昨年度から続く不織布製造装置や不織布関連ノズル等の売上が引き続き好調に推移いたしました。一方、当連結会計年度において、マテリアルサイエンス事業で進めているナノサイズゼオライトのパイロットプラントに係る減損損失として416百万円を計上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は4,038百万円（前期比6.1%増）、営業利益は311百万円（前期比85.9%増）、経常利益は338百万円（前期比85.9%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は257百万円（前期は7百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 特殊精密機器事業

特殊精密機器事業においては、耐摩工具関連分野については自動車関連産業の回復が遅れたことにより厳しい受注環境となったものの、産業機械向け実装機用ノズルの売上は好調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は922百万円（前期比20.0%増）、セグメント利益は115百万円（前期比173.3%増）となりました。

② 化学繊維用紡糸ノズル事業

化学繊維用紡糸ノズル事業においては、前期から継続するマスク需要の高まりにより不織布製造装置や不織布関連ノズル等の売上が引き続き堅調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は3,003百万円（前期比0.7%減）、セグメント利益は678百万円（前期比5.3%増）となりました。

③ 電子材料スライス周辺事業

電子材料スライス周辺事業においては、半導体向けダイヤモンドワイヤは一部顧客においてサンプル提供から量産採用に進んだものの、売上高は少額に留まっております。また、新型ダイヤモンドワイヤ製造装置の販売については、中国大手ダイヤモンドワイヤメーカーと成約に至り、その対価の一部を当連結会計年度において計上することができました。

これらの結果、売上高は69百万円（前期比1,271.2%増）、セグメント損失は383百万円（前期は410百万円のセグメント損失）となりました。

④ マテリアルサイエンス事業

新規事業として取り組んでいるナノサイズゼオライトについて、一部顧客において開発ステージからエンドユーザでの評価ステージへ移行したものの、売上高はサンプル提供に留まりました。また、パイロットプラントについては、2022年3月末までに設置を完了しており、これに係る株式会社山全からの受託収入を計上しております。

これらの結果、売上高は42百万円（前期比412.6%増）、セグメント損失は142百万円（前期は155百万円のセグメント損失）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	構成比
特殊精密機器事業	922,862 千円	22.9 %
化学繊維用紡糸ノズル事業	3,003,573	74.4
電子材料スライス周辺事業	69,831	1.7
マテリアルサイエンス事業	42,122	1.0
合計	4,038,389	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は560百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

マテリアルサイエンス関連	416百万円
化学繊維用紡糸ノズル関連	116百万円

(3) 資金調達の状況

当社は、ナノサイズゼオライトの事業化に係る設備投資及び有利子負債の返済に必要な資金を確保するため、2021年5月14日付の取締役会決議により、EVO FUNDを割当先とする第9回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、当連結会計年度末までに1,000,000株が行使され、598百万円を調達しました。なお、第9回新株予約権（行使価額修正条項付）については2021年8月12日をもってその全ての行使が完了しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが2019年3月期より継続して取り組んでいる構造改革は未だ完了しておらず、また、金融機関に対する借入金の返済方法の変更を主な内容とした条件変更の合意は2023年3月までとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、2022年3月期においては、2021年3月期に引き続き営業利益及び経常利益において黒字となるなど、これまで実施した構造改革の成果は表れており、資金面における当面の不安は解消されていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

当社グループとしては、当該状況を解消すべく、下記の項目を重要な課題として取り組んでまいります。

① 既存事業の収益力強化

既存事業のうち、特殊精密機器事業及び化学繊維用紡糸ノズル事業については、安定的な収益を確保しつつ、積極的な成長戦略を実施してまいります。また、電子材料スライス周辺事業については、半導体向けダイヤモンドワイヤの開発・販売に取り組むとともに、当社が開発した新型ダイヤモンドワイヤ製造装置「PHX-01」の販売に取り組んでまいります。

② ナノサイズゼオライトの事業化

新規事業として取り組んでいるナノサイズゼオライトの開発については、一部顧客において開発ステージから事業ステージに進んでいるものの正式採用には至っておらず、2023年3月期中の量産顧客の獲得を目指し、早期の事業化に向け取り組んでまいります。

③ 金融機関との長期的な借入契約の締結

当社グループとしては、メインバンクを中心に各金融機関とは緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援はいただけると考えておりますが、各金融機関との長期的な借入契約締結に向け取り組んでまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	2019年3月期 第49期	2020年3月期 第50期	2021年3月期 第51期	2022年3月期 (当連結会計年度) 第52期
売上高	4,809,425 千円	2,797,313 千円	3,806,061 千円	4,038,389 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△9,721,436 千円	△600,032 千円	7,517 千円	△257,117 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△1,911.28 円	△73.16 円	0.75 円	△23.97 円
総資産	7,910,386 千円	6,478,526 千円	6,021,471 千円	5,874,355 千円
純資産	△1,329,699 千円	523,173 千円	515,312 千円	840,036 千円
1株当たり純資産額	△238.17 円	50.63 円	50.01 円	74.98 円

(注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、当連結会計年度に係る企業集団の財産及び損益の状況推移については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本ノズル株式会社	48,000 千円	100 %	合成繊維用・化学工業用各種ノズルの製造・販売
上海那科夢楽商貿有限公司	450,000 USD	100	当社製品の販売・原材料等の仕入

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	主要製品
特殊精密機器事業	ダイヤモンド、チタン、タンクスチール、モリブデン及びセラミックス等超硬素材を使用した特殊精密部品、耐摩耗治工具、切削治工具、超硬治工具、産業用機械装置の設計・製造・販売
化学繊維用紡糸ノズル事業	化学繊維用紡糸ノズル及び周辺部品、不織布製造装置、不織布関連ノズル等の設計・製造・販売
電子材料スライス周辺事業	ダイヤモンドワイヤ製造装置の開発・販売、半導体向けダイヤモンドワイヤの開発・販売
マテリアルサイエンス事業	ナノサイズゼオライトの開発・販売

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

区分	分	所在地
本社		大阪府堺市西区
工場		大阪府和泉市 (和泉工場)

② 子会社

社名	所在地
日本ノズル株式会社	神戸市西区
上海那科夢楽商貿有限公司	上海

(9) 企業集団の従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
163名	3名減

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数には、期末日現在の非正規社員15名及び派遣社員13名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	447,283 千円
株式会社紀陽銀行	427,791
株式会社山陰合同銀行	404,459
株式会社伊予銀行	274,171
株式会社りそな銀行	272,175

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

中国の江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡案件について、同社より2021年11月17日付で当社の契約義務の履行がなされなかつたとして、シンガポール国際仲裁センター（以下、SIAC）に対し、本契約を解除するとともに損害賠償を請求する仲裁の申立てが行われました。当社としては、本契約に関する契約義務の履行は完了しており、同社の主張する契約解除事由には該当しないと考えているため、同年12月1日付で同社に対し残対価の支払いを求める申立てを行っております。今後、SIACでの仲裁において当社の正当性を主張してまいります。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,020,900株
- (3) 株 主 数 9,403名
- (4) 大 株 主 (上 位 10 位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 SBI 証券	566,000 株	5.14 %
井上 誠	258,920	2.35
株式会社 YMD	248,000	2.25
株式会社ナカムラコーポレーション	179,000	1.62
楽天証券株式会社	161,200	1.46
井上 阿佐美	153,780	1.40
井上 純章	133,800	1.21
井上 純哉	127,500	1.16
松井証券株式会社	99,800	0.91
津野 新治	91,800	0.83

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行日	日	2017年6月16日
区分	分	取締役 (社外取締役を除く)
保有者数(個数)		4名(46個)
目的となる株式の数		4,600株 (注)
目的となる株式の種類		普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額		1,995円
権利行使期間		2019年6月17日から 2027年6月16日まで
新株予約権の行使の条件		(別記)

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

(別記)

・新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ii. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができる。
- iii. その他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・その他取得の条件

- i. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ii. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井上 誠	代表取締役社長	日本ノズル(株) 代表取締役会長
三上 正幸	専務取締役 経営企画室長	
藤井 秀亮	取締役 管理本部長	
川岸 悟史	取締役 機能材料事業部長	
井上 紘章	取締役 営業本部長	上海那科夢楽商貿有限公司 董事長
田植 啓之	取締役 管理本部副本部長 兼 経営企画室部長	
京谷 忠幸	取締役	(株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO (株)ピーエムティー 代表取締役社長
大山 隆司	取締役	
戒能 真介	監査役 (常勤)	
松村 安之	監査役	弁護士 唯一法律事務所 代表
中川 雅晴	監査役	公認会計士 中川雅晴事務所 代表 GMB(株) 社外監査役 セブン工業(株) 社外取締役

- (注) 1 取締役 京谷忠幸、大山隆司の両氏は、社外取締役であります。
 2 監査役 戒能真介、松村安之、中川雅晴の3氏は、社外監査役であります。
 3 取締役 京谷忠幸、大山隆司ならびに監査役 戒能真介、松村安之、中川雅晴の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4 監査役 戒能真介氏は、国内大手メーカーでの経理財務部門の責任者としての経験を有しており、また、監査役 中川雅晴氏は、公認会計士の資格を有しており、両氏ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5 当事業年度中の取締役の地位、担当等の異動はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、法令に定める要件について該当する場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び日本ノズル株式会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、その役割の範囲や職責の重さ等を踏まえ、優秀な人材を確保・維持できる報酬水準、報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての金銭報酬（月額報酬及び賞与）と非金銭報酬により構成され、業績連動報酬は定めておりません。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月額報酬のみとしております。

当該決定方針については、2021年2月26日開催の取締役会決議により定められております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月29日開催の第45回定時株主総会において年額250百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、非金銭報酬として、2016年6月24日開催の第46回定時株主総会においてストックオプションの付与を決議しておりますが、当該決議により取締役に割り当てられた150個（1個につき100株）は、全て付与されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月29日開催の第45回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長 井上 誠が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、月額報酬については、役位別の報酬テーブルの範囲内で役位、職責に応じて当社の業績、他社水準等を総合的に勘案し、決定するものとしております。また、賞与については、個別に株主総会決議を経て、当該株主総会決議で承認された額の範囲内で、各人の業績に対する貢献度等に鑑み決定するものとしておりますが、配当可能利益が確保されるまで賞与の支給は行わないこととしております。

代表取締役は、権限の行使にあたって、役付取締役との協議を経るものとしており、その協議結果について常勤監査役の確認を経なければならないものとしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

代表取締役に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからです。

なお、代表取締役の権限の行使に関する適正性を担保するため、上記のとおり、取締役の個人別の報酬額の決定に際して、役付取締役との協議及び常勤監査役の確認を経ることとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	127,275千円 (4,680千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,870千円 (12,870千円)
合 計	11名	140,145千円

(注) 1 当事業年度において支払われた非金銭報酬はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	京谷 忠幸	(株)シンク・アイホールディングス 代表取締役社長・CEO (株)ピーエムティー 代表取締役社長	当社と(株)シンク・アイホールディングス及び(株)ピーエムティーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	大山 隆司		
監査役	戒能 真介		
監査役	松村 安之	弁護士 唯一法律事務所 代表	当社と唯一法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	中川 雅晴	公認会計士 中川雅晴事務所 代表 GMB(株) 社外監査役 セブン工業(株) 社外取締役	当社と中川雅晴事務所及びGMB(株)、セブン工業(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取締役	京谷 忠幸	12回中12回 (100%)	—	当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	大山 隆司	12回中12回 (100%)	—	当社の経営全般に対し、主に司法の専門家としての見地から助言・提言を行うほか、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	戒能 真介	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)	常勤監査役として、経営会議などの取締役会以外の重要会議にも出席し、産業界に対する幅広い見識に基づき適宜発言を行っております。
監査役	松村 安之	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	中川 雅晴	12回中12回 (100%)	12回中12回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	主な職務の概要
京谷 忠幸	経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般にわたって、有用な助言をいただきました。
大山 隆司	司法分野における豊富な経験と専門知識に基づき、取締役会での審議の際には、コンプライアンス上の問題点等について具体的な助言をいただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新月有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 2 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、2010年3月29日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議（2015年5月15日の取締役会にて一部改定の決議）を行っており、概要は以下のとおりであります。

（1）当社グループの取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- ② 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動ならびに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、企業行動憲章を制定し、周知徹底することにより、当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
- ④ 内部通報制度の整備
当社は、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の窓口として内部通報制度を整備し、内部通報制度の適切な運用を通じて、コンプライアンスに係る情報を全役職員から広く収集する。
- ⑤ 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査計画、監査状況ならびに監査結果は、定期的に監査役に対して報告するとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、法令、定款及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。また、重要な開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で法令等に従い、適時かつ適切に開示する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するためにリスク管理委員会を設置し、その体制を整備する。
- ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、意思決定の迅速化のため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内規程を整備し、権限、責任を明確にするとともに、重要事項については、取締役会の意思決定に資するものとする。
- ② 当社は、グループ企業に対し、当社の業務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- ③ 取締役は、年度計画及び中期経営計画に基づき、業務の進捗状況等を定期的に確認する。
- ④ 取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び各部における進捗状況報告等の業務報告を行う。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する。
- ② グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、関係会社管理規程など関連規程に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③ 内部監査室が定期的に実施する内部監査により、子会社の業務が関係会社管理規程及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保するものとする。
- ④ 当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び隨時に当社に報告させるものとする。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項ならびにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用者を置くものとする。なお、使用者の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用者の取締役会からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用者は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役に報告する。また、これに係わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用者に対して報告を求めることができるものとする。
- ② 監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、グループ企業各社においてもその徹底を図る。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。
- ② 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、隨時提供する。
- ③ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

(10) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- ① 当社グループは、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
 1. 反社会的勢力対応部署の設置
 2. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
 3. 外部専門機関との連携体制の確立
 4. 反社会的勢力対応マニュアルの制定
 5. 暴力団排除条項の導入
 6. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。取締役会のほか、監査役会は12回、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、子会社監査役ならびに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,614,241	流 動 負 債	2,029,128
現 金 及 び 預 金	2,931,993	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	564,478
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	467,978	前 受 金	186,666
契 約 資 産	303,688	契 約 負 債	559,764
商 品 及 び 製 品	239,891	短 期 借 入 金	148,651
仕 掛 品	357,215	1年内返済予定の長期借入金	133,681
原 材 料 及 び 貯 藏 品	153,947	リ 一 ス 債 務	22,096
そ の 他	159,526	未 払 法 人 税 等	34,212
固 定 資 産	1,260,113	賞 与 引 当 金	86,543
有 形 固 定 資 産	1,216,236	受 注 損 失 引 当 金	7,569
建 物 及 び 構 築 物	288,200	そ の 他	285,462
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	215,792	固 定 負 債	3,005,191
土 地	614,882	長 期 借 入 金	2,444,088
リ 一 ス 資 産	22,188	リ 一 ス 債 務	30,515
建 設 仮 勘 定	56,472	繰 延 税 金 負 債	126,376
そ の 他	18,700	退 職 給 付 に 係 る 負 債	222,618
無 形 固 定 資 産	9,555	資 産 除 去 債 務	50,616
そ の 他	9,555	そ の 他	130,975
投 資 そ の 他 の 資 産	34,320	負 債 合 計	5,034,319
投 資 有 価 証 券	1,902	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	66,341	株 主 資 本	843,749
貸 倒 引 当 金	△33,923	資 本 本 金	349,042
		資 本 剰 余 金	299,042
		利 益 剰 余 金	195,664
		その他の包括利益累計額	△17,366
		その他有価証券評価差額金	△627
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2,071
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△14,667
		新 株 予 約 権	13,652
		純 資 産 合 計	840,036
資 产 合 计	5,874,355	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,874,355

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目					金額
売上原価	高				4,038,389
売上原価	高				2,776,624
販売費及び一般管理費	上総理費	利	益		1,261,765
営業外収益	利	益			950,215
受取取成金	利	息金入益			311,550
受助クラッブ	当取差	当取却			
為替の差		益	他		
受取成金		益			424
受助クラッブ					88
為替の差					7,975
その他の					4,262
その他の					41,958
その他の					1,468
営業外費用					56,177
支払式の	利	息費			
株主の	付	他			
その他の					18,424
その他の					7,599
その他の					3,372
特経別	常利	利			29,396
特経別	益				338,330
固定資産	売却	却入			
新株予約権	売却	益			103
固定資産	売却	却入			508
固定資産	売却	却却			612
減損損	却却	損失			
訴訟費用	連費	費用			15,311
税金等調整前	当期純損失				5,514
法人税、住民税及び事業税					449,097
法人税等調整額					37,502
当期純損失					507,425
親会社株主に帰属する当期純損失					168,482
当期純損失					92,107
当期純損失					△3,471
当期純損失					88,635
当期純損失					257,117
親会社株主に帰属する当期純損失					257,117

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	50,000	—	452,782	502,782
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	299,042	299,042		598,085
親会社株主に帰属する当期純損失			△257,117	△257,117
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	299,042	299,042	△257,117	340,967
当期末残高	349,042	299,042	195,664	843,749

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	継延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△200	△570	△860	△1,631	14,161	515,312
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)						598,085
親会社株主に帰属する当期純損失						△257,117
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△427	△1,500	△13,806	△15,734	△508	△16,243
当期変動額合計	△427	△1,500	△13,806	△15,734	△508	324,723
当期末残高	△627	△2,071	△14,667	△17,366	13,652	840,036

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,910,739	流 動 負 債	701,058
現 金 及 び 預 金	1,391,211	買 掛 金	32,140
受 取 手 金	101,747	契 約 金	46,543
売 売 品 及 び 製 品	401,590	短 期 借 入 金	82,654
商 品 及 び 製 品	17,240	1年内返済予定の長期借入金	129,085
仕 挂 品 及 び 製 品	49,007	リ ー ス 債 金	10,897
原 材 料 及 び 貯 藏 品	30,613	未 払 費 用	134,503
前 払 費 用	13,294	未 払 法 人 税	34,271
未 収 還 付 法 人 税 等	18,080	未 払 法 人 税	6,648
未 収 消 費 税 等	23,608	前 預 受 金	186,666
そ の 他	107,262	預 賞 金	6,907
貸 倒 引 当 金	△242,919	与 引 当 金	30,738
固 定 資 産	732,997	固 定 負 債	2,442,960
有 形 固 定 資 産	299,944	長 期 借 入 金	2,115,815
建 築 物	167,054	一 期 借 入 金	13,427
構 築 物	0	長 期 債 金	1,988
機 械 及 び 装 置	0	一 期 債 金	144,760
車 輛 及 び 運 搬 具	0	延 期 債 金	41,135
工 具、器 具 及 び 備 品	0	退 職 債 金	125,833
土 地	132,890	資 本	3,144,018
無 形 固 定 資 産	0	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	0	株 主 資 本	△513,934
投 資 そ の 他 の 資 産	433,052	資 本 金	349,042
投 資 有 価 証 券	267	資 本 剰 余 金	299,042
関 係 会 社 株 式	404,794	資 本 準 備 金	299,042
そ の 他	510	利 益 剰 余 金	△1,162,019
貸 倒 引 当 金	61,405	利 益 準 備 金	10,000
	△33,923	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,172,019
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3,423
		緑 越 利 益 剰 余 金	△1,175,442
		新 株 予 約 権	13,652
資 产 合 计	2,643,737	純 資 産 合 计	△500,281
		負 債 ・ 純 資 産 合 计	2,643,737

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目						金額
売上原価	高価	利	益			1,023,246
売上原価	総	利	益			770,728
販売費及び一般管理費	一般管理費	損	失			252,517
営業外収益		損	失			665,590
受取利息及び配当金	利息	配当金	料	益		413,073
経営差	利息	配当金	料	益		
為替の差	利息	配当金	料	益		
その他の差	利息	配当金	料	益		
営業外費用	利息	利息	費	他		207,498
支払式の利息	利息	利息	費	他		
株式の利息	利息	利息	費	他		
特経別常利益	損	失				26,310
固定資産売却益						231,884
新株予約権益失						
別損失						612
固定資産売却損						
固定資産損						
減損						
訴訟引当費用	関連費用					502,283
税引前当期純損						733,555
法人税、住民税等	税及び調整					
法人事業税						
法定当期純損						△146,622
						586,933

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

資本金	株主資本						
	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	固定資産圧縮積立金		
当期首残高	50,000	－	－	10,000	6,303	△591,389	△575,086
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	299,042	299,042	299,042				－
固定資産圧縮積立金の取崩					△2,879	2,879	－
当期純損失						△586,933	△586,933
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）							
当期変動額合計	299,042	299,042	299,042	－	△2,879	△584,053	△586,933
当期末残高	349,042	299,042	299,042	10,000	3,423	△1,175,442	△1,162,019

	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△525,086	14,161	△510,924
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	598,085		598,085
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－
当期純損失	△586,933		△586,933
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）		△508	△508
当期変動額合計	11,151	△508	10,642
当期末残高	△513,934	13,652	△500,281

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員

公認会計士 岡 本 光 弘 

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員

公認会計士 本 川 雅 啓 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中村超硬の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村超硬及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

他の記載内容

他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員 公認会計士 岡 本 光 弘 印

指定有限責任社員
業務 執 行 社 員 公認会計士 本 川 雅 啓 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村超硬の2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社中村超硬 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 戒能眞介 印
監査役（社外監査役） 松村安之 印
監査役（社外監査役） 中川雅晴 印

以上

株主メモ

● 事業年度	4月1日～翌年3月31日
● 期末配当金受領株主確定日	3月31日
● 中間配当金受領株主確定日	9月30日
● 定時株主総会	毎年6月
● 株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
● 同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 0120-094-777 (通話無料)
● 上場証券取引所	東京証券取引所
● 公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.nakamura-gp.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

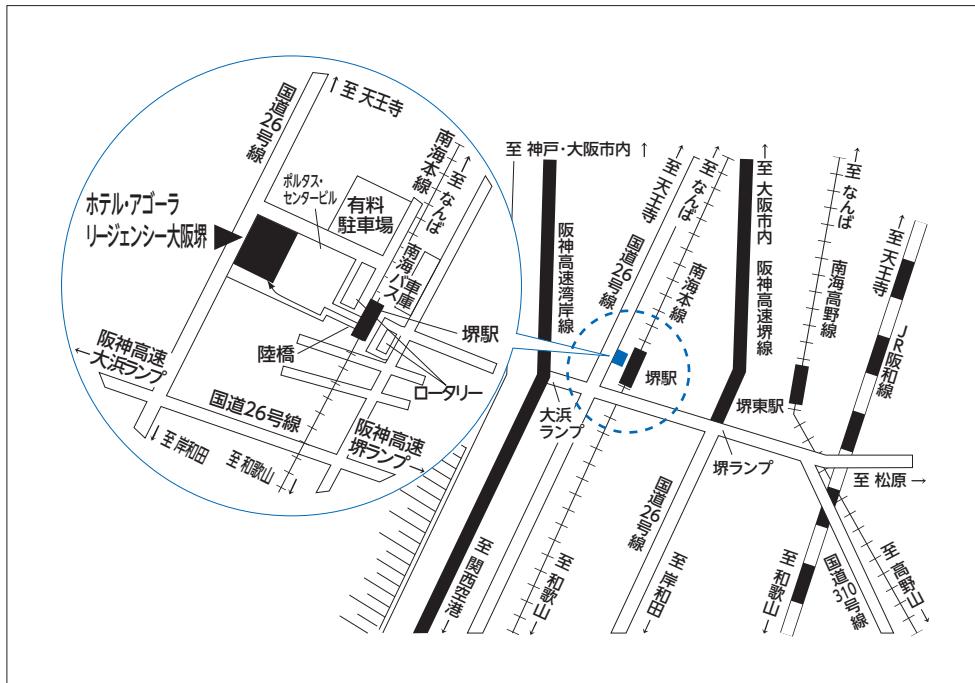
(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉

第52回定時株主総会会場ご案内図



会場：大阪府堺市堺区戎島町4丁45番1号
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺 3階ガーデンコート

ご参考（会場までの交通）

最寄駅 南海電鉄南海本線 堺駅

(堺駅西口からホテル・アゴーラリージェンシー大阪堺 2階への連絡通路があります。)



株式会社 中村超硬
大阪府堺市西区鶴田町27番27号
<http://www.nakamura-gp.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。